

事務連絡

平成21年8月26日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）担当者 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

児童福祉施設等に設置している遊具等の安全管理の強化について

平成21年8月23日に街区公園に設置された回旋塔において、6歳男児が右手人差し指を切断する事故が発生しました。

これらについては、別紙のとおり、国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課課長補佐より、各都道府県及び政令指定都市都市公園管理担当課長に対し、「公園施設の安全管理の強化について」が通知され、類似の事故の再発防止に努めるよう、注意喚起が行われたところです。

児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保については、「児童福祉施設等に設置している遊具等の安全確保について」（平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障障発第0829001号）等により、遊具の安全確保・事故防止対策に努めていただいているところですが、各都道府県・指定都市・中核市民生主管課におかれでは、日常の点検と不備があった場合の適切かつ速やかな対応について、より一層万全を期されるよう、管内の児童福祉施設等及び市町村に対して指導方お願いいたします。



事務連絡
平成21年8月25日

各都道府県及び政令指定都市
都市公園管理担当課長様

国土交通省 都市・地域整備局
公園緑地・景観課 課長補佐

公園施設の安全管理の強化について

平成21年8月23日に街区公園に設置された回旋塔において、遊んでいた6歳男児が、右手人差し指を切断する事故が発生したのでお知らせする。

重量が大きい可動性の遊具については、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）」の「4.4-1（2）遊具の選定」において、「接触した場合の衝撃が大きく、重大な事故につながるおそれがあるため、選定に当たっては、想定される子どもの年齢構成や遊びの形態などについて十分に考慮し、慎重を期すること」としている。
重

また、「遊具の安全に関する基準 JPFA-S:2008」においては、揺動（可動）部自体の重量が重いもので、ゆれ幅が大きく、容易に利用者が制御できない状態になる遊具は、「生命の危険または十度の障害を引き起こす事故を発生させるおそれがあるため、利用指導が十分に行き届かない場合、遊具として設置することはふさわしくない」とされ、さらに、「回旋塔は、揺動（可動）部と柱部の間に利用者が挟まれる状態や、ゆれ幅が大きく容易に利用者が制御できない状態になる。・・・（中略）・・・これらに該当する既存施設については、十分な点検と管理監督が必要である。改善が不可能な場合は、利用を禁止し、撤去することが望ましい。」とされている。

貴職におかれでは、都市公園内の当該遊具及び類似遊具の安全点検及び安全確保のために必要な対応に万全を期し、類似事故の再発防止に努められたい。

なお、この旨を貴管内市町村にも周知徹底されたい。

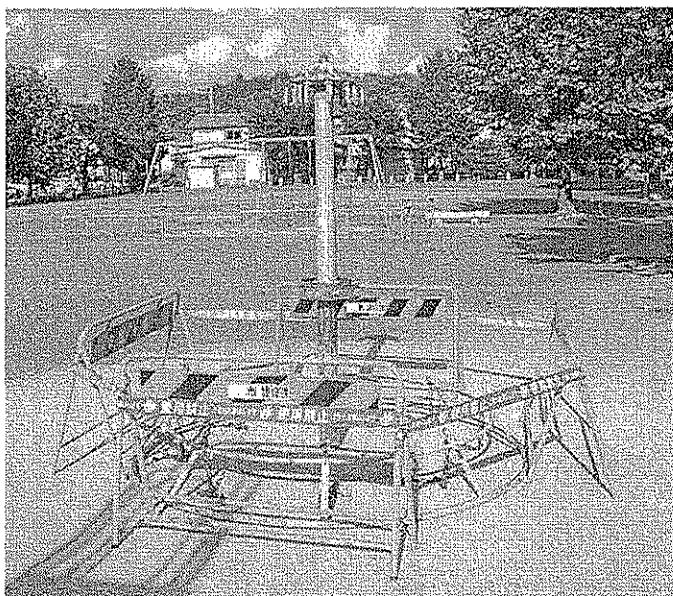
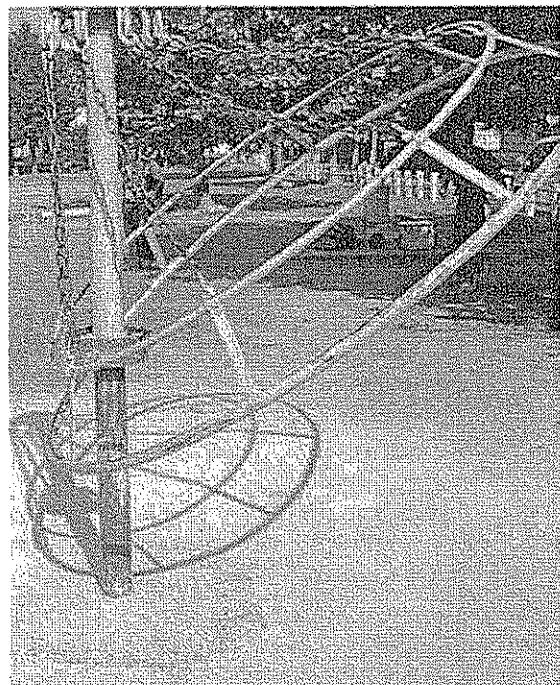


別添

【事故の概要】

- ・発生日時 平成21年8月23日（日）
- ・発生場所 人口10万人未満の都市
- ・発生公園 街区公園
- ・状況 6歳男児がリング部分に乗って遊んでいたところ、右手人差し指の先端を切断となる怪我を負った。
当該遊具については使用を禁止し、原因の調査を行っている。

・事故関連写真



左上：当該遊具全景

右上：当該遊具（事故時の動き）

※動きは推測であり、詳細は調査中

※本来は軸を中心に回転させて遊ぶもの

左： 使用禁止後